

【 伝わることってとても大切
そして楽しくて、あったかい 】



～手話に関するエピソード紹介～

Aさん(聴覚障害者)

「昔むかしあるところに…」そんな絵本の
情景が手話で語られたら、昔の私はどん
なに幸せだったろう。

聴こえない子にはまず手話を!
手話によるコミュニケーションが言葉や文
章力を育ててくれます。

Bさん(聴覚障害者)

両親の意思で人工内耳を装用し普通学
校に通った私。でも、手話を使って生き活
きと自分らしく生きている仲間たちと出会
い、手話で自分の気持ちを表現できる喜
びを知り、自分らしく生きられる居場所を
みつけられた気がしました。

Cさん(聴覚障害者の保護者)

原因不明で聴こえなくなった我が子と乳
幼児教育相談に通い、6歳の春、県立ろう
学校に進学することを決めました。

いろいろなことに興味を持ち、自分の考
えをはっきり主張できる子になったのは、
手話をコミュニケーション手段として、仲間
と一緒に育つ環境があったからだと思い
ます。選択は間違っていなかったと確信し
ています。

相談・療育機関

<当事者相談・こころの相談>

【機関】長崎県聴覚障害者情報センター

長崎市橋口町10-22(3F)

TEL 095-847-2681

FAX 095-847-2572

【内容】聴こえないことの悩みや苦労を
一番わかるのは当事者です。
センターでは当事者による相談や
専門家による相談(要予約)を
行っています。

<子どもの発達・健康に関する相談>

【機関】諫早市健康福祉センター(母子保健担当)

TEL 0957-27-0700

FAX 0957-27-0717

<就学に関する相談>

【機関】諫早市教育委員会学校教育課

TEL 0957-22-1500(市役所代表)

FAX 0957-22-9137(教育委員会)

<乳幼児教育相談(0歳児から)>

【機関】長崎県立ろう学校

大村市宮小路3丁目5番5

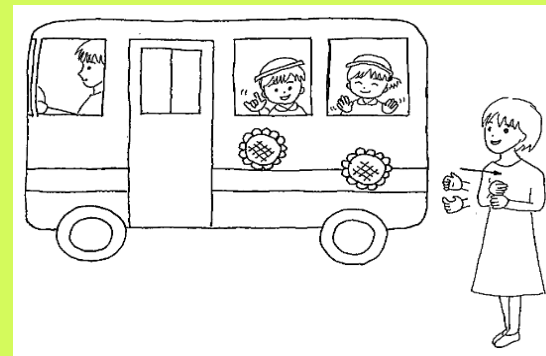
TEL 0957-55-5400

FAX 0957-55-5410



聞こえない 聞こえにくい こどもの保護者の方へ

手話で豊かな
コミュニケーション



このしおりは、聞こえない・聞こえにくい
こどもに対する、相談窓口や療育機関、
支援制度をまとめたものです。
遠慮なく気軽にご相談ください。

諫早市障害福祉課

TEL 0957-22-2366

FAX 0957-24-0901

補聴器について

<軽度・中等度難聴の場合>

⇒身体障害者手帳の交付対象でない方
補聴器購入額の2/3が補助されます。

例) 耳かけ型補聴器

(基準額) 52,900円×2/3=35,000円

【対象者】

- ・県内に住所を有していること
- ・保護者が市内に住所を有していること
- ・両耳の聴力レベルがそれぞれ30db
以上であること
- ・補聴器の装用により、言語の習得など
一定の効果が期待できると医師が判断
していること

<高度難聴の場合>

身体障害者手帳の交付対象となる高度の
難聴者には補装具として、補聴器が支給
されます。

原則として利用者負担は1割です。

(所得に応じた上限額あり)

【身体障害者手帳交付に必要なもの】

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・指定医師による診断書
- ・写真(上半身、脱帽、正面、1年以内
タテ4cm・ヨコ3cm)
- ・印鑑

相談・手続きは、障害福祉課へ

人工内耳について

人工内耳は、補聴器の装用効果がほとんど
認められない方が対象となります。

身体障害者2～3級の方が該当になります。

人工内耳をしても、会話の理解には長期の
訓練が必要です。主治医とよく相談をされて
ください。

人工内耳の手術は「育成医療」として、
指定医療機関で受けることができます。

原則として医療費の自己負担は1割です。

その他の支援制度について

<医療費の助成「福祉医療」>

身体障害者手帳1～4級に該当される方は、
公的医療保険の対象となった医療費の一部を
受給できます。

*上記に該当しない場合でも、中学生までは
「子ども福祉医療」の対象となります。

<手当>

障害の程度により「特別児童扶養手当」や「障
害児福祉手当」の支給を受けることができます。

相談・手続きは、障害福祉課へ

手話について

聞こえない子どもは言葉を覚えるのが遅い
と言われますが「言葉」は音声だけではありま
せん。

手話は、思ったこと、感じたこと、考えたこと、
見たこと、知ったこと、わかったこと、何でも伝
えることができる「目で見る言葉」です。

視線、口の開け方、まゆ毛の上下、ほっぺた
のふくらみなどの表情を変化させることにより、
豊かな感情も伝えることができます。

聞こえない子どものまわりに「手話」があれば、
聞こえる子どもと同じように自然に言葉を
身につけることができます。

たとえ人工内耳や補聴器を使っても、
手話や顔の表情やうなづきなどを使って、子
どもと豊かなコミュニケーションをとることはと
ても大事なことです。

諫早市は「諫早市手話言語条例」を制定
し、「手話は言語である」という認識に基づき、
手話を必要とする人が手話を使いやすい環境
づくりに努めています。

手話を学んでみたい、実際に手話を使っ
ている人の話を聴きたいという方は、障害福祉
課にご相談ください。

